

医療渡航支援企業の認証
及び渡航受診者受入医療機関の外国への情報発信に関する考え方
ー医療渡航支援企業認証等ガイドラインー

平成 27 年 6 月

医療国際展開タスクフォース
インバウンド・ワーキンググループ

目次

I. はじめに	2
1. 目的	2
2. 医療渡航支援企業、認証組織の定義	3
(1) 医療渡航支援企業	3
(2) 認証組織	3
II. 医療渡航支援企業の認証及び受入医療機関の外国への情報発信に関する具体的な仕組み	3
(1) 医療渡航支援企業の認証	3
(2) 受入医療機関の対外的な情報発信	3
III. 認証組織の要件	5
(1) 中立、公平性、透明性	5
(2) 経験	5
(3) 相談等への対応	5
(4) 研修等の提供	5
(5) 医療の国際展開／インバウンドの高度化に必要な仕組み等の検討	5
IV. 医療渡航支援企業の認証の具体的基準	5
(1) 医療滞在ビザ身元保証機関	5
(2) 旅行業登録	5
(3) 受入実績	6
(4) 受入医療機関からの推薦	6
(5) プライバシーマーク	6
(6) 顧問医	6
(7) 渡航受診者への説明等	6
(8) 事業計画	6
(9) 受入支援業務の状況の把握	6
(10) その他事項	6
V. 認証組織と認証医療渡航支援企業の具体的関係	7
(1) 報告、調査等	7
(2) 認証の停止	7
VI. 対価の支払いに関する検討等	7
VII. 認証に準ずる枠組みの検討	8

I. はじめに

1. 目的

医療の国際展開は、日本再興戦略の柱の一つであり、健康・医療戦略推進本部の下に設けられた「医療国際展開タスクフォース」が、日本の医療技術・サービスを海外へ展開するいわゆるアウトバウンドと、日本の医療機関に外国からの渡航受診を受け入れるインバウンドを車の両輪として推進している。

相手国の医療の質の向上に貢献するアウトバウンドをテーマとする一方で、まだ、現地での対応が難しい医療に関しては日本で受診する機会を提供することがインバウンドの目的である。日本にとっては、国際的な医療協力を進めるとともに、国外からの医療サービス（健診や治療・検診（治療後のフォローを含む））の受診者（以下、「渡航受診者」という）を受け入れることで、医療分野における技術や資本の蓄積も期待され、医療の質・サービスの更なる向上にも繋がる好循環が生まれる可能性もある。

他方、渡航受診者の受入れには訪日前から帰国後にわたり、医療情報のやり取り、通訳、移動手段、宿泊等の幅広いサポートが必要であり、文化の違いによるトラブルなどのリスクも存在している。これらに対応するために、医療機関が自ら必要なリソースを保有することは、現状では一部の医療機関を除いては困難であり、また医療機関自らが受け入れの条件や医療サービスの内容等を適切に海外に発信することも簡単ではない。これらの対応について、医療機関への支援を事業として行う企業（以下、医療渡航支援企業）が存在しているが、それらが提供するサービスの内容は様々である。

そのため、渡航受診者が安心して医療サービスを受け、また受入を行う医療機関も適切な医療を提供できる環境を整えるには、質の高い支援サービスを提供できる医療渡航支援企業を育成し、その存在を国内外に周知する必要がある。

同時に、医療渡航支援企業の育成の枠組みと合わせ、日本の医療技術・サービスの海外での認知度を上げ、日本の医療の更なる高度化、質の向上に資する形での受け入れを実現するためには、医療渡航支援企業と連携して円滑なインバウンドの実現に取り組む医療機関をリスト化し、外国への適切な情報発信を行う仕組みの確立も必要である。

医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループでは、これらの実現に向けた実証的な取組みを促進するため、「医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入医療機関の外国への情報発信に関する考え方（医療渡航支援企業認証等ガイドライン）」（以下、「本ガイドライン」という）により、認証を行う組織の要件、認証組織による医療渡航支援企業の認証の要件、及び渡航受診者受入医療機関のリスト化の考え方を示す。これらのアプローチは、2年以内を目途に、実績や仕組みの有効性に関して検証を行い、必要に応じ、新しい対応を検討する。また、ガイドラインに沿って実際の業務や事業を行う場合には、医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループと常に連携して施策の推進に協力を頂きたい。

2. 医療渡航支援企業、認証組織の定義

(1) 医療渡航支援企業

日本で医療サービスを受けるために訪日する海外在住の外国人（渡航受診者）に対し、渡航受診者の希望を踏まえ、訪日前に日本の医療機関が適応を判断する際の医療情報等のやり取り等に関わる業務を含めた受診等のコーディネート、通訳等による多言語対応、移動及び宿泊手配、医療費の支払い代行等、訪日前から帰国後に渡る受入れに関わる一連の支援サービスを業として行う事業者を医療渡航支援企業とする。

(2) 認証組織

医療渡航支援企業の認証及び認証を受けた企業等を通じ積極的に渡航受診者を受け入れる医療機関（以下、「受入医療機関」という）について外国への情報発信を行う組織を認証組織とする（具体的な要件は III 章参照）。渡航受診者、受入医療機関、認証を受けた医療渡航支援企業等の業務の連携のハブとして、例えば、それぞれの事業に関わる相談等にも対応することも期待される。なお、本ガイドラインでは、認証を受けた医療渡航支援企業を認証医療渡航支援企業とする。

II. 医療渡航支援企業の認証及び受入医療機関の外国への情報発信に関する具体的な仕組み

(1) 医療渡航支援企業の認証

認証組織は、本ガイドラインに基づき医療渡航支援企業の認証を行う。

(2) 受入医療機関の対外的な情報発信

認証組織は、渡航受診者を積極的に受け入れ、今後、日本としての医療国際展開やインバウンドの在り方に関してもインバウンド・ワーキンググループに協力して情報交換を行う意思を持つ医療機関をリスト化し、それらの医療機関が提供する医療サービスの内容を分かりやすい形で海外に発信する。

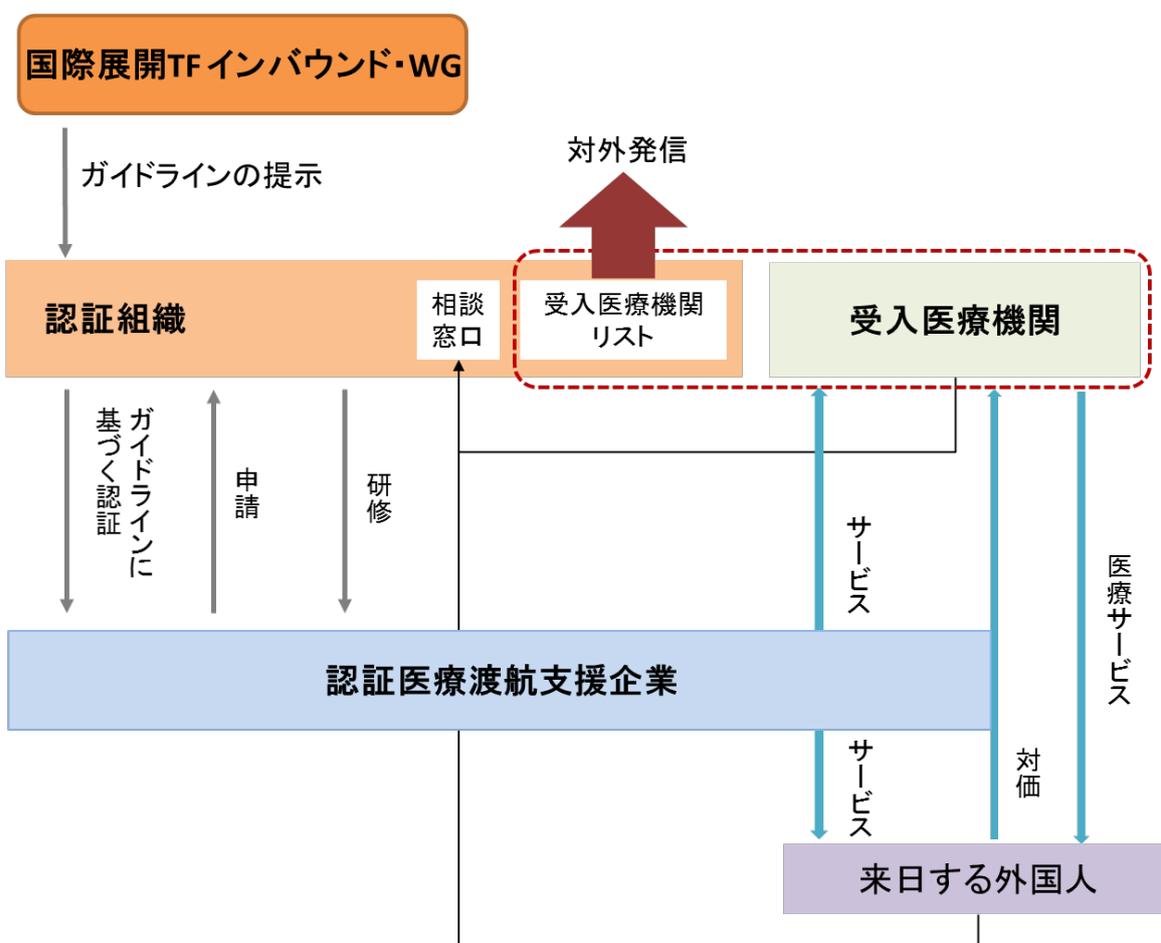
例えば、リスト上の医療機関の特徴のある医療サービスが、日本全体をカバーする一つの病院のイメージ（仮想的な「日本国際病院」）として可視化され、渡航受診者の病状に応じた最適な治療等を受けられる医療機関を選びやすくなるような工夫を提案し、実践する。このような試行的な取組に協力する医療機関を、まず、下記①～④の考え方に基づき認証組織がリスト化し、関係の学会等と連携してさらに明確な基準や対外発信の情報の在り方を検討する。

- ① 医療機関として渡航受診者を受け入れる組織的な意欲があり、インバウンドを担当する部署が設置され、担当者が定められている。

- ② 標準的な医療、先進医療、健診及び検診を中心に提供する。それ以外の医療を提供する場合には、倫理審査委員会等にその内容を諮り、渡航受診者に対するインフォームドコンセントを十分に行う。
- ③ 医療渡航支援企業の在り方に関して PDCA を行うため、認証医療渡航支援企業を通じた渡航受診者の受入に協力する。
- ④ 認証組織や医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループと、認証医療渡航支援企業の在り方をはじめ、本ガイドラインに関する情報交換、調査等に可能な限り協力する。

受入医療機関は、リストから外れるための申し出が可能で、また、認証組織も適切な協力を得ることが困難になった医療機関等をリストから外すことが出来るが、事前に必要な意見交換等を行う。

図 医療渡航支援企業認証及び受入医療機関のリスト化の枠組み



III. 認証組織の要件

(1) 中立、公平性、透明性

認証組織は、医療渡航支援企業の認証審査及び受入医療機関のリスト化にあたり中立、公平性、及び透明性を担保すること。

(2) 経験

認証組織は、医療の国際展開に係る政府の施策に携わった経験を有すること。

(3) 相談等への対応

認証組織は、渡航受診者、受入医療機関及び医療渡航支援企業からの様々な問い合わせや相談に対応するために、適切な体制を有していること。具体的には、日本の医師免許を有する医師と顧問契約を有することを含む。また、相談内容等を整理、分析し、医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループと適切な形（匿名化等）で共有し、インバウンドの在り方に関して検討の視点を提供すること。

(4) 研修等の提供

医療渡航支援企業の育成、サービスの高度化等に必要な研修、セミナー、シンポジウム等の機会を提供すること。

(5) 医療の国際展開／インバウンドの高度化に必要な仕組み等の検討

インバウンドの円滑化や質の向上、日本の医療の発展との関わり等、適切な仕組みや、関係者、関係機関の連携の在り方に関して検討し、自らが担う役割について政府と意見交換を行うこと。

IV. 医療渡航支援企業の認証の具体的基準

医療渡航支援企業の認証は下記の要件を含むことが必要。

(1) 医療滞在ビザ身元保証機関

経済産業省または観光庁において登録した医療滞在ビザ身元保証機関であること。

(2) 旅行業登録

医療渡航支援に必要な移動や宿泊等の手配を適切に行うことができるよう、旅行業登録（第1種、第2種、又は第3種）がされていること。

(3) 受入実績

受入医療機関のコーディネーター、通訳等による多言語対応、移動及び宿泊手配、医療費支払い等の一連のサービスを行っており、海外在住の外国人の治療行為に関する国内医療機関への受入業務の実績が、直近2年間の平均で年間150名以上（うち治療目的が120名以上）であること（医療滞在ビザ以外での訪日でも良い）。

(4) 受入医療機関からの推薦

受入医療機関リストに掲載された複数の医療機関より推薦されること。

(5) プライバシーマーク

個人情報適切に取り扱う必要性に鑑み、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること。

(6) 顧問医

渡航受診者からの相談に備え、顧問契約等により随時医師に相談できる体制を有すること。

(7) 渡航受診者への説明等

渡航受診者とのトラブルやクレーム等の防止の為、サービスの範囲、支払い、中途解約に関する事項、個人情報の取扱い等について書面で渡航受診者に説明するプロセスや必要な書類を整備していること。

(8) 事業計画

事業計画（受入渡航受診者数の見込み、研修計画など）を認証組織に示すこと。

(9) 受入支援業務の状況の把握

定期的に渡航支援業務に関する報告書（渡航受診者の基本情報、受入医療機関、治療内容、及びトラブル対応結果等の情報を含む）を作成し、認証組織に示すこと。

また、渡航受診者の支援業務を行う際、受入医療機関に対し、認証組織による認証渡航支援企業の活動状況等に関する調査の可能性を伝え、可能な範囲での協力を依頼すること。

(10) その他事項

その他、下記の事項等にも留意すること。

- ① 渡航受診者の渡航に関して、訪日前の調整から帰国後のアフターサービスサポートまで責任をもって対応すること。

- ② 認証組織が開催する研修等に社員を参加させる、有意義な資格等の取得を推奨する等、サービスの質の担保に努めること。
- ③ 認証組織が主催する会合や実施する調査等に参加する等、医療渡航支援全体の活性化、高度化に積極的に協力すること。
- ④ 認証組織が渡航受診者や受入医療機関等に対して行う調査等に協力すること。 等

V. 認証組織と認証医療渡航支援企業の具体的関係

認証組織と認証を受けようとする医療渡航支援企業は、認証に際し下記に合意すること。

(1) 報告、調査等

認証組織は認証医療渡航支援企業が渡航受診支援の業務に関わる範囲において、認証医療渡航支援企業に報告を求め必要な調査を行い、その結果、業務の改善やその他必要な措置を求めることができる。

(2) 認証の停止

以下のいずれかの事項に該当したときは、認証組織は認証医療渡航支援企業の認証を取り消す。

- a) 認証の基準を満たさないことが判明した場合
 - b) 認証に関わる認証組織の要請等に応じない場合
 - c) その他、法令違反等を認めた場合、認証組織が認証の停止が相当と判断した場合
- ※ 認証の取り消しは、渡航受診者や受入医療機関に速やかに伝わるよう周知すること。
- ※ 認証の基準を満たさない等の具体的事例は下記の通り。
- ・ 申請書類に虚偽の内容があった場合。
 - ・ 正当な理由なく、認証組織の調査に協力しない、もしくは虚偽の報告等を行う等。
 - ・ 企業としての業務が行えない状態となったとき。
- ※ 認証組織は、認証の取消等にあたっては医療渡航支援企業と十分に意見交換を行った上で、対応すること。

VI. 対価の支払いに関する検討等

諸外国では受入支援サービスへの対価も含めて「治療費」として病院へ支払うことが多い。他方、日本では治療費と受入支援サービスの対価を、それぞれ病院と医療渡航支援企業に別々に支払う場合が多いが、特に受入支援サービスの費用に対しては受診に必要な費用であるという認識が弱まり、納得感が得られないケースがある。

そのため、認証組織は、認証医療渡航支援企業、受入医療機関、及び医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループと協力し、インバウンドの充実に必要な適切な支払方法の在り方等、日本の医療の実情を踏まえつつ、外国人にも分かりやすく明快なサービスが行われるために必要な検討を行い、適切な枠組みの提案を行うこと。

VII. 認証に準ずる枠組みの検討

認証組織は、例えば、高度な医療を専門的に扱う、対象国が限定されている等の理由で実績が少ない等、認証基準の一部を満たさないが、質の高いサービスを提供していると考えられる医療渡航支援企業に関する、認証に準ずるような枠組みの在り方を検討する。

以上